づき取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をする設備（生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアであって、同条第三号及びび第六号に該当するものに限る。以下同じ。）の取得価額の合計額が、当初投資計画（当該変更前の投資計画をいう。以下同じ。）に基づき取得等をすることとされていた設備の取得価額の合計額の一・五倍以上であること。

二　規則第六条の四第一号の算式により算定した変更後投資計画における年平均の投資利益率が同号の算式により算定した当初投資計画における年平均の投資利益率を上回ることが見込まれること。

三　変更後投資計画と当初投資計画の目的が同一であること。

四　規則第六条の四第一号の設備（以下この号において「確認対象設備」という。）が当初投資計画に基づき取得等をすることとされていた設備と同種の設備である場合には、当該確認対象設備につき当該取得等をすることとされていた設備からの質的又は構造的な向上が認められ、かつ、当該向上が第二号の投資利益率の上昇に資すると認められるものであること。

○経済産業省告示第九十六号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、経済産業大臣が定める取決めを次のように定める。

令和八年七月三十一日　経済産業大臣　赤澤　亮正

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十六条の二第一項の経済産業大臣が定める取決めは、令和七年九月四日にワシントンで署名された日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書とする。

○経済産業省告示第九十七号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）第十六条の二第一項の規定に基づき、特定引受業務指針を次のように定め、令和八年七月三十一日から施行することとしたので、同項の規定に基づき、これを公表する。

令和八年七月三十一日　経済産業大臣　赤澤　亮正

特定引受業務指針

株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）が特定引受業務を行うに当たって従うべき指針は、次のとおりとする。

一　特定引受業務の実施に関する基本的事項

⑴　政策的意義

特定引受業務は、我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓又は我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化のために特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けに係る業務である。これは、我が国の経済・国家安全保障上の利益を促進するために必要な二国間の合意を受けた貿易保険又は再保険の引受けであり、会社は、こうした観点を踏まえ、積極的な特定引受けを行うこととする。その際、次に掲げる事項に特に留意して特定引受業務を行うこととする。

⑵　特定引受業務の実施に関し留意すべき事項

①　特定引受業務の政策的意義にも鑑み、我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓又は我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化の対応に資するものであるかどうかを確認するとともに、特定引受けの内容に応じて適切なリスク審査を行った上で特定引受けを行うこと。

②　特定引受業務の適切な運営に関して客観的な評価を実施するため、外部の有識者により組織される諮問機関が、少なくとも事業年度に一回及び会社の求めに応じて適時に特定引受業務の実施状況を評価し、会社に対して、その評価結果を報告する体制を確保すること。また、これらの評価結果は、経営計画・事業計画に反映させる等、経営管理に適切に活用すること。

二　特定引受業務に関する財務の適正な管理

法附則第三条の規定により、政府は、特別勘定の健全性を確保し、特定引受業務に係る保険金等を支払うために必要となる資金の確保に用いるため、国債を発行し、これを会社に交付することができる。この国債は、特定引受業務に係る保険金等を支払う場合において、政府保証を活用する場合を含めた民間金融機関や金融市場からの適時の資金調達が困難であるときに、その支払に不足する額について、償還（現金化）が行われるものである。これを踏まえ、会社は、特定引受業務に関する財務状況を適正に管理するため、法の規定に加え、次に掲げる事項に沿って特定引受業務を行うこととする。

⑴　勘定全体の財務・リスク管理

特別勘定全体について、定量的なリスク管理のみならず、これを補完する観点から、特定引受業務の案件の性質を踏まえつつ、将来の経済状況及び事業環境等の変化も見据えたストレステストを定期的に実施すること。また、これらの結果は、経営計画・事業計画に反映させる等、経営管理に適切に活用すること。

⑵　信用リスク・流動性リスク・為替リスク等の管理

特定引受業務の案件の性質を踏まえ、信用リスク、流動性リスク及び為替リスクをはじめとした各種リスクの管理を適切に行うこと。

⑶　特定引受け後におけるモニタリング

特定引受業務の保険契約等の保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者及び特定引受業務の案件が実施される国の政府等との緊密な対話等を通じて、特定引受け後も適切な案件管理を行うこと。

⑷　外部有識者の活用

外部有識者の知見を特定引受業務に関する財務の適正な管理に活用すること。

三　経済産業大臣に対する特定引受業務の実施状況の報告

会社は、経済産業大臣に対して、特定引受業務の実施状況等について、次に掲げる事項に沿って必要な報告を、経済産業大臣の求めがあった場合及び必要に応じて適時に、適切に行うこととする。これらの報告を踏まえ、政府は、特定引受けに係る保険契約上の権利義務関係が有効な期間、情勢の変化に応じて適切な対応を検討することとなる。

⑴　個別案件の実施状況についての報告

法第十六条の四第二項の規定に基づき、会社は特定引受けを行うかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けることとなるが、会社は特定引受決定後においても、特定引受業務の個別案件の進捗状況（保険対象の融資契約等における返済状況を含む。）について、少なくとも四半期に一回経済産業大臣に報告すること。特に、個別案件において重大な影響を及ぼす事態があった場合には、その内容について、適時に経済産業大臣に報告すること。

⑵　財務の適正な管理についての報告

上記二に基づく特定引受業務に関する財務の適正な管理の状況について、少なくとも半期に一回経済産業大臣に報告すること。